

第2章 卒業

（称号の付与および資格）

第2条 卒業者には卒業証書を与え、専門士（医療専門課程）の称号を付与し、看護師国家試験の受験資格を与える。

（卒業の認定）

第3条 卒業の認定は学年末の成績会議において学校長が認定する。

2 卒業の要件は次のとおりとする。

- ① 3年間の履修科目の106単位を全て修得し、かつ授業時数が3,060時間以上であること
- ② 学納金が全額納入済みであること

第3章 進級

（進級の認定）

第4条 進級の認定は学年末の成績会議において学校長が認定する。

2 進級の要件は次のとおりとする。

- ① 各年次の全ての授業科目の単位を修得し、各授業科目の出席時数が3分の2以上であること
- ② 学納金が全額納入済みであること

（原級留置）

第5条 前条2項の進級要件を一つでも満たすことができないときは、原級留置とする。

2 原級留置となったときは、その学年で履修修得した単位の認定を一時保留（停止）し、その学年の全ての授業科目を再履修しなければならない。

3 再履修した授業科目のうち、忌引き等やむを得ない事由により単位を修得できなかった科目が、一時保留（停止）した科目であれば、学年末の成績会議において学校長が認定できるものとする。

第4章 単位と単位認定

(単位)

第6条 単位は、学則第9条に基づき学校長が定める授業時間をもって1単位とする。

(単位の認定)

第7条 単位の認定は学年末の成績会議で学校長が認定する。

(単位の修得)

第8条 各期の定期試験の点数と出席時数で示した次の表に従って判定する。秀、優、良、可の判定場合は、単位を修得したものとする。

評定	評 価 基 準
秀	授業科目の試験が95点以上の者で、出席時数が3分の2以上の者
優	授業科目の試験が80点以上の者で、出席時数が3分の2以上の者
良	授業科目の試験が70点以上の者で、出席時数が3分の2以上の者
可	授業科目の試験が60点以上の者で、出席時数が3分の2以上の者
不可	授業科目の試験が60点未満の者、または、出席時数が3分の2未満の者